

基本目標

1 安心できる暮らしを守るまち

政策分野 ① 危機管理

将来のまちの姿

地震や風水害などへの備えが充実した 災害に強いまち

1 地震対策
の強化

南海トラフ地震の発生や津波の襲来が想定される中、高齢化の進行や外国人人口の増加など地域の状況が激しく変化しており、その変化に対応するため共助の取組を強化することが求められています。

現状と課題

基本方針

施策

2 豪雨等対策
の強化

近年、局所的な集中豪雨など大規模自然災害が増加し、甚大な被害が発生する恐れがあることから、河川や水路等の総合的な対策を実施するとともに、市民一人ひとりが、災害リスクを把握した避難行動をとれることが必要です。

地域の自主防災活動における協働の取組の充実や、震災時の住宅等の安全性を確保するなど、地震対策の強化を図ります。

豪雨や台風等による災害リスクの周知を推進とともに、国や県と連携しながら河川や水路の整備、急傾斜地崩壊対策を推進するなど、豪雨等対策の強化を図ります。

3 危機管理体制
の強化

緊急時の避難情報や支援情報を、だれもが確実に入手できるよう、多様な手段や主体による情報提供の充実が求められているとともに、災害発生時及び復旧期における被災者の支援を強化する必要があります。

緊急時の情報提供は、だれにとってもわかりやすい情報となるよう努めるとともに、平常時に災害時の要配慮者を把握し、災害発生時に迅速かつ円滑に支援する体制を強化するなど、危機管理体制の強化を図ります。

主な取組

- *自主防災会長や地域防災指導員など防災活動のリーダーとなる人材の育成を図るとともに、事業者や市民団体などとの協働による防災活動を促進するなど、地域防災力の向上を図ります。
- *防災セミナーや防災出前講座、防災啓発動画などにより防災意識の高揚を図ります。
- *木造住宅等の耐震化や危険なブロック塀等の撤去・改善を促進し、震災時の被害軽減を図ります。
- *国や県と連携し、ソフトとハード対策を組み合わせた津波対策や災害に強い港づくりを推進します。

構成事業

- 自主防災組織育成事業
- プロジェクト「TOUKAI-0」事業
- 田子の浦港津波対策事業 など



主な取組

- *主要河川や水路及び雨水渠等の整備や維持管理を推進するとともに、排水機場や調整池等の雨水流出抑制施設の充実を図ります。
- *水防団に対して資材・装備等の支援を行うなど地域の水防力の向上を図ります。
- *国や県と連携し、急傾斜地崩壊対策など砂防施設の整備を推進します。
- *市民一人ひとりが、居住する場所の災害リスクを把握し避難行動を取れるよう、ハザードマップの活用講座等を実施します。

構成事業

- 富士早川改修事業 ■水防団活動支援事業
- 急傾斜地整備事業 ■防災啓発事業 など

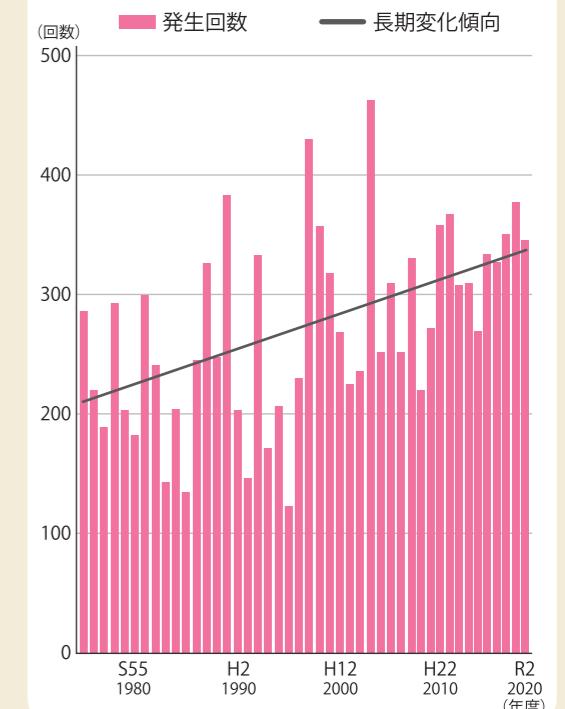


被災地へ派遣したトイレトレーラー



富士市総合防災訓練の様子

1時間降水量50mm以上の年間発生回数(全国1,300地点当たり)



成果指標

地震や風水害などへの備えが充実した災害に強いまちである

現状 令和3年度	目標 令和8年度
評価平均点 ★★★★★	2.88 ➔ 3.40 ★★★★★

高評価者の割合
20.5% ➔ 55.0%



※1 SNS : Social Networking Service の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。

基本目標

1 安心できる暮らしを守るまち

政策分野 2 消防・救急・救助

将来のまちの姿

迅速で的確な消防・救急・救助体制が備わったまち

1 消防体制の強化及び施設等の充実



複雑・多様化し、予想することが困難な災害に対する被害を軽減するため、強く迅速な常備消防と地域防災力の中核的役割を担える消防団が求められています。

現状と課題

地域特性に応じた消防力の適正配置や、地域防災力の中核的役割を担う消防団の支援など、消防体制の強化及び施設等の充実を図ります。

基本方針

主な取組

- * 地域特性及び消防需要に対応した効率的かつ効果的な消防力の適正配置を推進します。
- * 活動拠点である消防施設と老朽化している防火水槽の長寿命化を進めます。
- * 消防車両及び消防資機材等の整備を推進し、災害活動の高度化を図ります。
- * 消防団員が活動しやすい環境を整えるとともに、詰所及び装備等の整備を進めます。

構成事業

- 消防庁舎整備事業
- 地震対策消防水利整備事業
- 消防団組織運営事業 など



2 火災予防の促進



市内には、化学工場や製紙工場が多く立地とともに、高齢化の進行等により社会福祉施設が増加していることから、火災による被害を最小限に抑え、死傷者の減少を図ることが求められています。

工場や不特定多数の人が集まる施設、危険物取扱事業所等における防火安全対策指導を進めるなど、火災予防の促進を図ります。

- 主な取組**
- * 工場や不特定多数の人が集まる施設等における火災危険性を考慮し、優先順位に基づく立入検査を実施することにより、適切な防火管理体制の整備を促進します。
 - * 危険物取扱事業所等に対する適正な許認可及び指導を実施することにより、法令順守の徹底を図ります。
 - * 社会福祉事業者や企業等の施設における防火管理体制マニュアルに基づく訓練指導を実施します。

構成事業

- 火災予防査察事業
- 危険物製造所等設置事業
- 消防訓練指導事業 など



3 救急・救助活動の充実・強化



自然災害や火災、交通事故、水難事故等に備え、救急・救助活動の高度化や救急現場での救命率の向上が求められています。

救急資機材の整備や救急救命士の育成強化、救急現場での市民による応急手当の普及を推進するなど、救急・救助活動の充実・強化を図ります。

- 主な取組**
- * 救急救命士を専門研修所へ派遣し、指導救命士の育成を推進することにより、救急隊員への指導を効果的に行う体制を構築します。
 - * 救助隊員を消防大学校等へ派遣し、化学災害などの特殊災害へ対応する高度救助隊員の育成を強化します。
 - * 救命講習を実施するなど、市民による応急手当の普及を推進することにより、救急現場における救命の連鎖の円滑化を図ります。
 - * 関係医療機関と連携し、救命処置を検証することにより、医療器具を使用した気道確保などの特定行為の技術を向上させ救命率の改善を図ります。
 - * 水難事故、山岳事故を想定した救助訓練を重ね、捜索ルートの設定等の的確な初動体制の確立と情報共有体制の強化を図ります。

構成事業

- 救急体制強化事業
- 救急普及啓発事業
- 救助技術推進事業
- 遭難対策事業 など

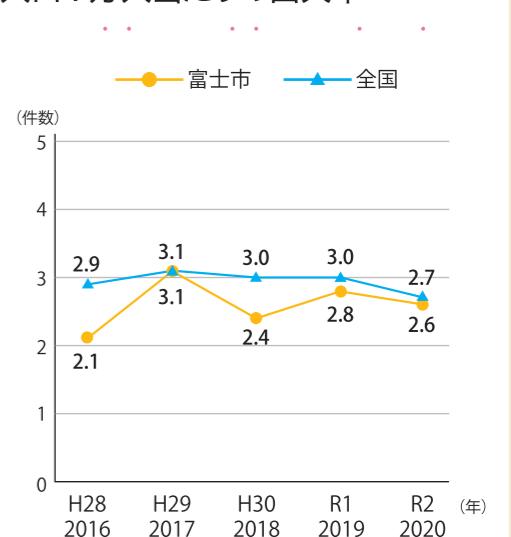


普通救命講習の様子



富士市消防出初式の様子

人口1万人当たりの出火率



成果指標

迅速で的確な消防・救急・救助体制が備わったまちである

現状 令和3年度	目標 令和8年度
評価平均点 3.29 ★★★★★	3.70 ★★★★★

高評価者の割合 43.9%	65.0%
------------------	-------

基本目標

1 安心できる暮らしを守るまち

政策分野 ③ 市民安全

将来のまちの姿 犯罪や交通事故のない 安心して生活できるまち

現状と課題

1 防犯まちづくりの強化



日常生活の中で、特殊詐欺や空き巣、車上ねらいなどの犯罪に遭う可能性はすべての市民にあるため、防犯意識の高揚を図る必要があるとともに、インターネットの普及により違法薬物入手しやすい環境があることから、違法薬物の乱用防止に向けた啓発の強化が必要です。

基本方針

市民一人ひとりの日常生活における防犯意識を高め、地域の防犯活動を促進するとともに、薬物に対する正しい知識を普及し規範意識を高めるなど、防犯まちづくりの強化を図ります。

施策

主な取組

- *不審者情報のメール配信や防犯パトロール、防犯講座を通じ、市民や事業者、学校等との協働による安全なまちづくりを推進します。
- *町内会が保有する防犯灯のLED化を促進し、夜間における安全な通行と犯罪の抑止を図ります。
- *覚醒剤や大麻等の薬物乱用の危険性について啓発する市民大会や街頭啓発を実施します。

構成事業

- 防犯まちづくり事業



2 交通安全対策の推進



高齢者や未満者が事故に遭う危険性が高いとともに、飲酒運転や無免許運転など悪質交通違反も多いことから、交通安全活動を官民一体となって強化していくことが求められています。

高齢者や未満者の交通安全意識を高めるとともに、警察や市民団体等との連携を進めるなど、交通安全対策の推進を図ります。

主な取組

- *交通安全推進団体や警察等と連携し、飲酒運転防止意識の向上など交通事故防止の街頭啓発を実施します。
- *高齢の運転免許返納者の公共交通の利用に対して助成するなど、運転免許の自主返納を促進します。
- *交通安全関係団体や警察、市民等と協働し、交通安全教室や高校生等の自転車マナー街頭指導などの交通安全運動を実施します。

構成事業

- 交通安全運動推進事業
- 交通安全教育推進事業
- 交通安全団体支援事業



3 安全・安心な消費生活の確保



インターネットの普及により消費生活の多様化が進んでいることや高齢者を狙った悪質商法等が後を絶たないことから、子どもや高齢者に対する消費者教育を強化する必要があります。

消費者相談に的確な対応ができる体制を整えるとともに、被害に遭わないよう相談・啓発活動を強化するなど、安全・安心な消費生活の確保を図ります。

主な取組

- *高齢者を対象とした啓発講座や、中学生を対象とした家庭科連携授業など、ライフステージに応じた消費者教育を実施し、消費者被害への対策を強化します。
- *家庭や地域などにおける、高齢者や障害者の見守り活動を促進します。
- *消費者教育の担い手を育成し、事業者や消費者団体など多様な主体との協働による消費者教育を推進します。

構成事業

- 消費者行政推進事業

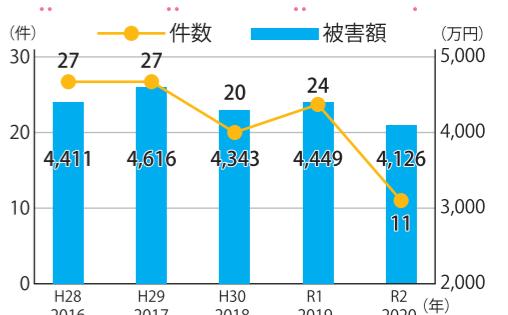


防犯講座の様子

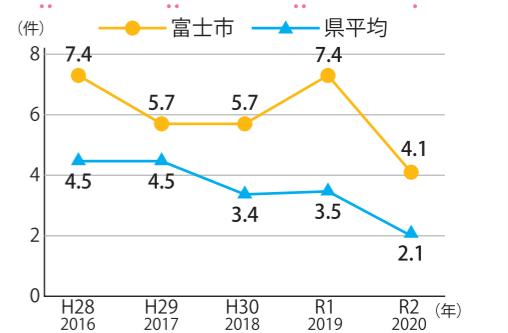


交通安全運動街頭広報の様子

市内の特殊詐欺事件の発生件数及び被害額



免許保有人口10万人当たりの飲酒運転事故発生件数



成果指標

犯罪や交通事故のない
安心して生活できるまちである



基本目標

1 安心できる暮らしを守るまち

政策分野 4 市民活躍

将来のまちの姿 市民一人ひとりの個性が活かされ活躍できるまち

現状と課題

1 地区まちづくり活動の推進



高齢化の進行によりまちづくりの担い手が減少する一方で、地域における福祉、防災、環境などの課題が増加しているため、課題解決の担い手として、地域コミュニティの活性化が必要となっています。

基本方針

持続可能な地域コミュニティづくりと活性化を図るとともに、地区住民による主体的な地区運営を支援するなど、地区まちづくり活動の推進を図ります。

施策

主な取組

- *財政支援や情報交換の場の提供などにより、地区的課題解決に取り組むまちづくり協議会の活動を支援します。
- *地区まちづくり活動の担い手となる人材の育成講座を実施します。
- *まちづくりセンターのリニューアルなど整備を進め、まちづくり活動の拠点の利便性を高めます。

構成事業

- 地域自治振興事業
- コミュニティづくり推進事業
- まちづくりセンター施設整備事業 など



2 男女共同参画の推進



性別等による固定的な価値観が根強く残っているため、男女それぞれの意識改革を促進するとともに、性別、国籍、年齢などに捉われず、多様性を尊重する社会の実現が求められています。

性別に捉われず家庭や社会で活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスの確保を促進するほか、セクシュアル・マイノリティ^{※1}や外国人などの多様性を尊重し、ジェンダー平等の理念を踏まえ、男女共同参画の推進を図ります。

主な取組

- *小中学校において男女共同参画のキャリア教育授業を実施するとともに、事業者を対象としたセミナーやイベントを開催します。
- *男女共同参画地区推進員の育成及び啓発事業を実施し、生活に身近な地域から男女共同参画を推進します。
- *事業者や市民団体等と連携して啓発活動やセミナー等を実施します。
- *市民一人ひとりが互いの人権を尊重できるよう、女性に対する暴力等を根絶するための啓発活動を実施します。
- *「富士市パートナーシップ宣誓制度^{※2}」の導入に伴い、セクシュアル・マイノリティに関する周知及び理解促進を図ります。

構成事業

- 男女共同参画推進事業 ■男女共同参画センター事業
- 女性の社会参加自立支援事業 など



3 多文化共生の推進



在住外国人の定住化や企業における外国人人材の雇用が増えていることから、日本人市民と外国人市民が、地域で暮らす社会の構成員として共に尊重できる多文化共生社会の実現が求められています。

日本人市民と外国人市民が、文化や生活習慣等の違いを超えて、互いを理解し、尊重し、共に地域の生活者として暮らせるよう、多文化共生の推進を図ります。

主な取組

- *地域における交流事業や地域活動への参加促進、異文化理解に関する取組などにより、多文化共生への理解を促進します。
- *やさしい日本語の普及啓発や日本語学習支援、日本語ボランティア養成などの取組により、日本人・外国人相互のコミュニケーション能力の向上や、多文化共生を担う人材の発掘・育成を図ります。
- *外国人市民の生活相談や防災意識の啓発、事業者との連携による労働環境の整備などにより、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

構成事業

- 地域国際化事業

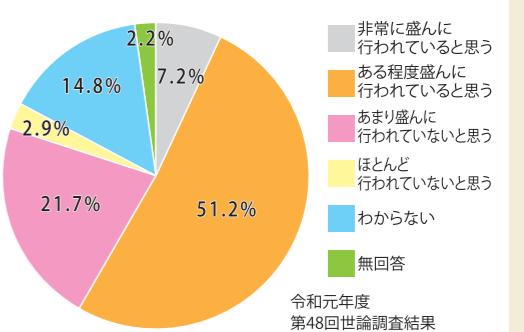


LGBT成人式の様子

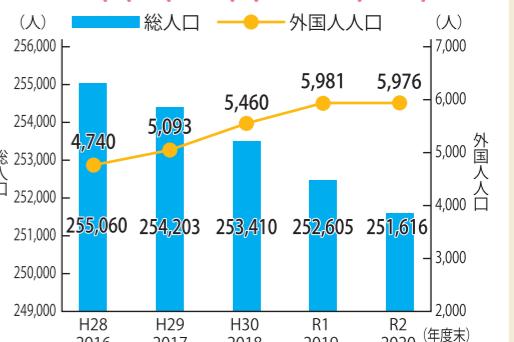


まちづくり検討会の様子

地区まちづくり活動の活発度



市内の外国人人口



成果指標

市民一人ひとりの個性が
活かされ活躍できるまちである

現状 令和3年度	目標 令和8年度
評価平均点 ★★★★★	2.83 ➔ 3.30 ★★★★★

高評価者の割合
21.5% ➔ 45.0% ★★★★★

※1セクシュアル・マイノリティ：性自認（自分の性別を自分自身でどのように認識しているか）、性的指向（どの性別の人に恋愛や性愛の対象とするか）等のあり方があることを認める人々のこと。

※2パートナーシップ宣誓制度：セクシュアル・マイノリティや事実婚の方を対象に、二人がお互いを人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持ち協力しあって共同生活を行うことを約束した関係であることを市に対して宣誓する制度のこと。